

2020 年度 「研究開発型スタートアップ支援事業／
NEDO Entrepreneurs Program (NEP)」に係る注意事項(Q&A)

Q1. 運営管理法人とは何ですか。

A. 運営管理法人は、NEP タイプ A 事業者に対し、本助成事業に係る資金管理・支払対応、NEDO への報告調整等の支援、発注・各種契約対応等を行います。NEP タイプ A 事業者と運営管理法人との間で委任契約を締結していただきます。資金管理は運営管理法人が行いますので、NEDO からの支払いが NEP タイプ A に支払われることはありません。

Q2. 事業カタライザーとは何ですか。

A. 事業カタライザーとは、起業・事業化に向けた活動及びビジネスプラン構築の指導を行う専門家です。本助成事業期間において、事業者毎に担当事業カタライザーを決定し、伴走支援を実施します。

Q3. 消費税分は個人または法人負担となるのですか。

A. はい。事業開始前に消費税分 NEP タイプ A は 50 万円を運営管理法人へ納付していただきます。残額は事業終了後に返還いたします。NEP タイプ B は運営管理法人が仲介しないため自己支払いとなります。

Q4. 運営管理法人と採択予定者が締結する「委任契約」の内容が知りたい。

A. 別途契約書の雛形を用意しておりますので、締結に当たり、運営管理法人と調整してください。

Q5. スケジュールの中にある「事業カタライザーとのマッチング」とは何ですか。

A. 採択決定後にスムーズに担当事業カタライザーをマッチングできるようにするため、NEP タイプ A の審査通過者及び NEP タイプ B の一次審査通過者または二次審査通過者には別途、事業カタライザーへのプレゼンテーション等を実施し、事業者の希望と事業カタライザーの希望を確認した上で、NEDO 主体のもとでマッチングしていただきます。この事業カタライザーへのプレゼンテーション等は必ず参加するようにしてください。

Q6. 対象外となる費用を知りたい。

A. 公募要領「5-1. 助成対象費用」をご参照ください。
詳細は下記マニュアルのと通りの運用となりますので、予めご確認ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

Q7. 費用対象外となる「処分制限財産」とは何か。

A. 処分制限財産とは「取得単価が税抜 50 万円以上」の財産です。機械装置等の製作・購入

については、取得価額が 10 万円以上（消費税込）、かつ使用可能期間（法定耐用年数）が 1 年以上のものは「機械装置等製作・購入費」に、それ以外（取得価額が 10 万円未満、又は使用可能期間が 1 年未満のもの）は「Ⅲ. その他経費 1. 消耗品費」に計上しますが、「取得単価が税抜 50 万円以上」の機械装置等は処分財産に該当します。「取得単価が税抜 50 万円以上」のソフトウェアも処分制限財産に当たる場合がありますので、ご注意ください。

Q8. NEP タイプ B での二次審査での経営者面談とは何ですか。

A. 助成事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めることなどを確認させていただきます。また研究実施場所等についても確認させていただきます。

Q9. 共同研究費の対象について知りたい。

A. 民間企業との共同研究費は対象外となり、助成事業のうち、共同研究契約等に基づき学術機関等（国内）が行う技術開発に必要な経費の助成を認めます。共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載する必要があります。共同研究契約締結後、遅滞なく契約書の写しを機構へ提出してください。なお、事業者及びチームと利害関係がある相手先は共同研究の対象となりません。また、労務費や処分制限財産に該当するものは共同研究費としても助成の対象外となりません。

Q10. 日本国籍以外の応募は可能ですか？

A. はい。公募採択までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。また、外国籍の者については、日本国内で研究開発型スタートアップを立ち上げようとしている又は日本国内で研究開発型スタートアップとしての事業活動開始・資金調達を目指している者のみ対象とします。

Q11. 個人での交付決定の場合は確定申告は必要ですか？

A. はい。NEDO の補助金を含む国庫補助金については一時所得として整理されますが（所得税法第 34 条第一項）、費目によっては控除対象等になることが想定されますので、確定申告を漏れなく実施してください。

Q12. 委託費は経費計上出来ますか？

A. いいえ、出来ません。研究開発の主体は、助成事業者です。

Q13. NEDO 主催の任意のイベント等に参加した場合、交通費計上は可能ですか？

A. いいえ、交通費は支給されません自己負担となります。

Q14. プレゼンテーションは英語でもよいですか？

A. はい、英語でもプレゼンテーションはできます。ただし、提案書は日本語で記載してください。

Q15. 共同研究先の研究者は何名まで登録が可能ですか？

A. 3名までとします。対象研究者はあらかじめ交付申請書に記載する必要があります。

Q16. 一身上の都合により、事業終了後の義務(企業化状況報告書の提出や収益納付等)が履行できなくなった場合どうすればいいのでしょうか。

A. 事業者またはチーム構成者、事業者の関係者から理由書と理由書の内容を証明する書面の写しを提出いただきます。その内容を基に NEDO でその後の対応を判断します。

Q17. 研究開発型スタートアップの定義とは何か？

A. 研究開発が必要な技術的シーズを保有し、これをもとに立ち上げられたスタートアップ(ベンチャー)のことです。具体的には、提案時において以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。

Q18. 経産省所管の鉱工業とあるが、バイオやアグリテックは対象か？

A. 対象となります。

Q19. 技術カタライザーや専門カタライザーとはどういう方か？

A. 技術カタライザーとは特定技術分野の専門家、専門カタライザーとは弁護士や税理士等の専門分野の専門家です。担当事業カタライザーが必要と認めた場合は技術カタライザーや専門カタライザーを活用することができます。(各カタライザーに対する費用は別途 NEDO が負担します。)

Q20. 起業して数年が経過しているが、本事業に応募して良いか？

A. 本制度の趣旨は研究開発型スタートアップの起業促進及び事業化の促進です。既に事業化しているテーマは対象外となります。新会社設立を念頭に事業化立ち上げ中のテーマは対象になりえますが、事業の趣旨に合致しているかは提案書類受付後に確認させていただきます。

Q21. ソフトウェアライセンスは費用計上可能か？

A. NEP 事業に係る期間ライセンスの場合は、NEP 事業期間中分のみ計上可能です。事業期間中の完全買い取りの場合は全額計上可能です。

しかし、特に起業済みのケースなど、既存事業に使われる場合は対象外です。

Q22. 特許出願費用は計上可能か？

A. 特許の「出願」に関しては経費計上の対象外です。

Q23. 助成事業の承継時期は？

A. 交付決定が個人の場合は NEP 事業期間中の承継は、認められません。事業期間終了後に事象者が起業した法人や事業者が事業を実施する法人への承継が認められます。承継には各種手続きが必要になります。ただし、法人を設立すること自体は、NEP の期間内でも構いません。

Q24. 助成金が一時所得に整理されるとあるが、所得税等はどのぐらい見込んでおけば良いか？

A. 一時所得の増加に伴う納税額の増加が想定されますので、了解した上で、ご応募下さい。詳細については各自税理士等の専門家や税務署にご相談してください。また、確定申告を漏れなく実施してください。

Q25. 条件付き採択後に申請書作成する際、提案書と内容が大きく変更しても良いか？

A. 基本的には変更できませんが、担当事業カタライザーと調整の上、実施計画をブラッシュアップする課程で担当事業カタライザーが了解した場合は、元のテーマの範囲内において修正可能です。ただし、事象者だけの意思で、大きく内容を変える事は出来ません。

Q26. 個人での交付決定の場合は 50 万円以上のアイテムは全て費用計上できないのか？

A. 税抜 50 万円以上で、使用可能期間（法定耐用年数）が 1 年以上の物は、費用計上できません。

50 万円以上であっても、完成後 1 年以内に廃棄する場合は試作品として取扱可能です。

50 万円未満であっても、複数の要素を組みあわせる事が必須で、組み合わせ後の価格が 50 万円以上のものは、費用計上できません。

Q27. 個人での交付決定の場合は「機械装置や外注費でも税抜 50 万円以上の処分制限財産となるもの及び生産設備、委託費は対象外」とのことですが、これは機械装置のみを対象とした文言でしょうか？

A. 外注であっても、1 年以上使用する場合は、機械装置に分類され、この価格が 50 万円

を超える場合は、費用計上対象外です。

Q28. 外注費と委託費の違いは何か？

A. 外注とは請負で発注する形のものであり、具体的には詳細な仕様書を作成して発注し、受けては既存の保有スキルやリソースなどを基に製作するものです。
委託とは、発注仕様書が請負発注よりも緩いもので、受け手が研究開発要素を担うものです。

Q29. 個人での交付決定の場合はソフトウェアの開発も 50 万円を超える場合は対象外か？

A. 機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能をするソフトウェアの設計製造に要した費用が 50 万円を超える場合は、機械装置に該当するため、費用計上できません。

Q30. 既存設備の保守や改造は費用計上できるか？

A. 回答の前に、制度の趣旨が PoC を取る事である旨を御認識ください。その上で使用目的が NEP のテーマに限られる場合については費用計上可能な場合もあり得ますが、詳細な内容については提案後に確認させていただきます。

Q31. NEP タイプ A の場合、NEDO からの支払について後払いとあるが、自己資金が 500 万円必要という意味か？

A. 違います。基本的には運営管理法人が経費を建て替え、経費を事業終了後に NEDO が運営管理法人へ後払いする形です。

Q32. この資金で機器を購入した場合、事業終了後、その機器を保有できますか？あるいは返還するのでしょうか？

A. 機械装置については、事業終了後も保有可能ですが、基本的には研究にお使いいただく事を趣旨としています。(個人での交付決定の場合は 50 万円以上のものは費用計上不可) その他経費の消耗品については消耗してしまいますので、論理的にも返還ができない(する必要は無いものです。)

Q33. 利益還元について売上原価以外に差引する項目はありますか？

A. 規程様式の「様式第 20」をご確認ください。

Q34. 共同研究先に数の制限はあるか？また、共同研究について懸念点はあるか？

A. 大学などの学術機関に限り、1 件のみ登録できます。

共同研究先に対する検査は 事業者 が実施することになりますので、ご承知置き願います。また、大学所属と雇用関係のある 事業者は職務専念義務の関係で、所属大学で NEP

事業を実施できない場合があります。その場合、NEP 事業と関係のある大学内関係者等(利害関係のあり相手先は対象外)との共同研究により、NEP 事業の実施をご検討ください。

Q35. 費目について細かく知りたい。

A. 詳細な情報が必要な場合は、下記 URL (補助・助成事業の手続き：マニュアル) から、V. 機械装置等費、VII. その他経費、などをご確認ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html